#### 松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金対象園用

請求日	令和	年	月	日

松戸市長

### 施設等利用費請求書 兼 松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金請求書

<幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業等の施設等利用費>

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、 下記の通り請求します。

また、松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金について、下記の通り請求します。

なお、審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、松戸市内に居住していることを松戸市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを松戸市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を松戸市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を松戸市が確認すること。

請求にかかる年度	令和	年度	前・後期	(	月 ~	月 利用分)
----------	----	----	------	---	-----	--------

#### 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ		認定子ども			₹	
		との続柄		現 一 住		
氏 名		生年	三月日			
	※自署でない場合は、押印してください。	(昭和・平成)	年 月	日	電話:	

※ 施設等利用給付認定における認定保護者が請求してください。

#### 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

認定	種別	(法第30多	たの4)	□ 第1号(松戸市預かり保育料助成対象)	□ 第2号	□ 第3号	認定	番 号				
フ	リ	ガ	ナ						生 年	月日		
子氏	ど	ŧ	の名				(平成	え・令君	和)	年	月	日

#### 3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フリガナ	所 在 地	〒
施設名称	(市外の場合の み記入)	電話:

4. 送迎保育ステーションを一時預かりで利用した場合のみ記入(定期利用分は対象外です。)

送迎保育 ステーション名	

<sup>※</sup> 送迎保育ステーションの一時預かり利用料は「施設等利用費」の対象にはなりませんが、「松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金」の対象になります。

#### 5. 償還払い請求の内訳を記入

J. 1747C	5. 快速点~明小小的。												
		施	設等利用費	松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金									
	在籍園の	)預かり(	呆育事業	請求額	在籍園の預かり保育	送迎保育ステーション	請求額						
利用月	施設に支払った 金額※1 (a)	利用 日数 ※2 (b)	利用日数による 上限額 【450円×b】 (c)	a と c と月額 上限額※3を比較 して一番低い額 (d)	施設等利用費で 賄いきれない額 【a-d】 (e)								
月	円	日	円	円	円	円	円						
月	円	目	円	円	円	円	円						
月	円	日	円	円	円	円	円						
月	円	日	円	円	円	円	円						
月	円	日	円	円	円	円	円						
月	円	日	円	円	円	円	円						

- ※1 上記で記入した「施設に支払った金額」及び「一時預かり利用で支払った金額」を証明する書類として、施設が発 行する特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証・支援提供証明書を添付して下さい。
- ※2 利用日数は、松戸市の施設等利用給付認定の認定期間中に利用した日数を記入してください。
- ※3 月額上限額は、法第30条の4の認定種別が第2号の場合は11,300円、第3号の場合は16,300円となります。
- ※4 松戸市私立幼稚園預かり保育料助成対象園は、教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間以上かつ年間開所日数200日以上のため、認可外保育施設等の一時預かり利用料は施設等利用費の対象にはなりません。 送迎保育ステーションの利用料は、一時預かり利用分のみが松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金の対象になります。定期利用分は対象にはなりません。

# 記入例

松戸市長

<注意>

- ※消せるボールペンの使用は不可です。
- ※修正テープの使用は不可。
- ※「訂正」がある場合は、二重線にて消した後訂正印を押印して、正しい 月 日 内容をご記入ください(既に印字されている項目がある場合も同様)。

象園用

## 施設等利用費請求書 兼 松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金請求書

<幼稚園・認定こども園・特別支援学校幼稚部の預かり保育事業等の施設等利用費>

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、 下記の通り請求します。

また、松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金について、下記の通り請求します。

なお、審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、松戸市内に居住していることを松戸市が住民基本台帳で確認すること。
- 2. 実際に利用していることを松戸市が対象施設に確認すること。
- 3. 利用料の支払い状況を松戸市が対象施設に確認すること。
- 4. 課税状況を松戸市が確認すること。

請求にかかる年度 令和 ● 年度	期 (●月~●月利用分)
1. 施設等利用給付認定保護者(請求 認定保護者が請求する	こと。
フリガナ マツド イチロウ 認定子ども との締柄 父	〒 271−0000
氏 名 <mark>松戸 一郎</mark> 生年月日	現     住   <mark>松戸市●●●</mark>   所
※自署でない場合は、押印してください。 マct) 年 月 日	電話: 090-1111-1111
※ 施設等利用給付認定における認定保護者 自署でない場合は、	押印。
2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)	
認定種別(法第30条の4) □ 第1号(松戸市預かり保育料助成対象) 🗸 第2号 □ 第3号	認 定 番 号 000001
フ リ ガ ナ マツド タロウ	生年月日
子 ど も の 松戸 太郎	(平成・令和) ● 年 ● 月 ● 日

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フ	IJ	ガ	ナ	マツドヨウチエン	所	在	地	〒
施	設	名	称	松戸幼稚園		外の場合 み記入)		電話:

4. 送迎保育ステーションを一時預かりで利用した場合のみ記入(※定期利用は対象外です。)

送迎保育 ステーション名	●●送迎保育ステーション
-----------------	--------------

※項目の詳細については、「施設等利用給付認定通知」をご参照の上、ご記入ください。

<sup>※</sup> 送迎保育ステーションの一時預かり利用料は「施設等利用費」の対象にはなりませんが、「松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金」の対象になります。

### 5. 償還払い請求の内訳を記入

	_	施	設等利用費	松戸市私立幼稚園預かり保育料助成金				
	在籍園の	預かり作	呆育事業	Ī	清求額	在籍園の預かり保育	送迎保育ステーション	請求額
利用月	施設に支払った 金額 (a)	利用 日数 (※4) (b)	日数 ( <u>*</u> 4) 上限額 【450円×b】		: c と月額 頁(**5)を比較 一番低い額 (d)	施設等利用費で 賄いきれない額 【 a - d 】 ( e )		「e+f」と月額 上限30,000円 の低い方を記入 (g)
● 月	15,000 円	15 日	6,750 円	1	6, 750 円	8,250 円	0 円	8, 250 円
● 月	20,000 円	20 日	9,000 円		9,000 円	11,000 円	0 円	11,000 円
● 月	20,000 円	20 日	9,000 円		9,000 円	11,000 円	0 円	11,000 円
● 月	18,000 円	18 日	8,100 円		8, 100 円	9,900 円	2,800 円	12, 700 円
● 月	円 円	V	円		H	円	人円	円 円
払った <b>の金</b> ※ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	に施設に支 <b>預かり保育科</b> <b>額を記入。</b> 開所日数200日以上 の保育ステーショ 定期利用分は対	保記※	にその月に預点を利用した日本。 日額契約であっ 利用実績に応じなる。)	数を て	限額(c)	なによる上を超える 上限額の います。	ションの <u>一時預</u> 場合、支払った ※利用した施設	出 送迎保育ステー かりを利用した 額を記入。 分が発行する領 は証明書の添付

※点線枠内すべての合計額が、実際の請求額になります。